

第 1 章 計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市においては、高齢化の進行や人口構造の変化により、令和7年には団塊の世代が75歳以上になるなど、介護や医療のニーズは更に高まっていくことが見込まれており、高齢者の自立支援・重度化防止や認知症対策、介護サービスの基盤整備、医療・介護連携などの施策・事業を一層推進することが求められています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独・孤立や高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化、デジタル社会における高齢者のデジタルデバインドなど、社会環境の変化による新たな課題にも対応する必要があります。

こうしたことから、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、令和5年度で、計画期間（3年間）が終了する前計画を改定し、新たに「第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定するものであり、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護などの施策を総合的に推進するため、一体的なものとして策定します。

また、本計画は、地域包括ケア計画として位置付けられており、本市の地域包括ケアシステムを総合的に推進するため、新たに「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく市町村認知症施策推進計画及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく市町村高齢者居住安定確保計画についても、一体的に策定します。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の法的根拠

- ◆ 老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）
 - ・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。
 - ・ 老人福祉事業の量の目標その他必要な事項を定める。
 - ・ 介護保険事業計画と一体のものとして作成する。
- ◆ 介護保険事業計画（介護保険法第117条）
 - ・ 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。
 - ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量とその確保のための方策を定める。
 - ・ 地域支援事業に要する費用の額、見込量とその確保のための方策を定める。
 - ・ 介護給付費等対象サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項を定める。
 - ・ 被保険者の地域における自立支援・重度化防止等に関し、取り組むべき施策に関する事項を定める。
 - ・ その他介護保険給付の円滑な実施を図るための事項を定める。
 - ・ 老人福祉計画と一体のものとして作成する。
- ◆ 認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条）
 - ・ 当該市町村の認知症施策推進計画を策定するように努める。
 - ・ 市町村介護保険事業計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。
- ◆ 高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2）
 - ・ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標を定める。
 - ・ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項を定める。

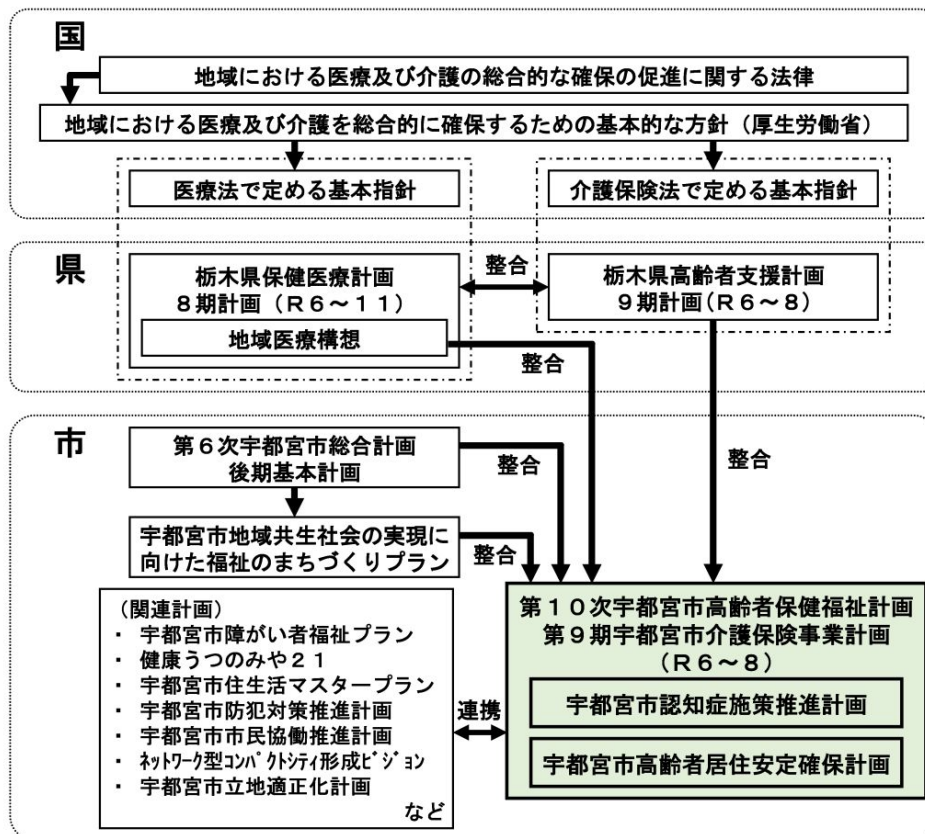
地域包括ケア計画としての位置付け

- ◆ 基本指針（介護保険法第116条）
- ・第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付ける。

(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け

本計画は、宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画として位置付け、栃木県高齢者支援計画（9期計画）、栃木県保健医療計画（8期計画）・地域医療構想や、本市の関連計画における高齢者に関する施策・事業との整合を図りながら策定しました。

図 本計画と他計画との関連図



(3) SDGs 目標達成への貢献

本計画を着実に推進することにより、次のSDGsの目標達成に貢献することで、持続可能なまちを目指します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、本市の「地域包括ケア計画」としては、3期目の計画となります。

4 計画の特徴

【特徴1】2025年以降も安心して暮らせる高齢者の生活基盤の強化

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎え、医療や介護のニーズが一層高まっていく中、将来に渡って、高齢者自身が希望する住まい・住まい方を選択し、必要なサービスを過不足なく受けることができるよう、新たに住宅政策と一体となった高齢者の住宅確保や居住支援などの地域生活の支援に取り組むとともに、介護給付の適正化や地域密着型サービスの適正配置などの介護サービス提供体制の強化に取り組めます。

【特徴2】社会環境の変化に応じた高齢者等の相談・支援体制の充実

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の孤独・孤立や、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した問題を適切に把握し、本人だけでなく、認知症介護者やヤングケアラーなどの様々な環境にある介護者に対して適切な支援を行うことができるよう、地域包括支援センターを中核とする地域支え合い体制の強化や相談支援体制の更なる充実に取り組めます。

【特徴3】デジタル社会の中で高齢者がいきいきと活動できる環境づくり

高齢者が、アフターコロナにおいて社会とのつながりを取り戻しつつある中で積極的に外出し、デジタルの恩恵を享受しながら、より豊かな生活を送ることができるよう、デジタルを活用した効果的な介護予防の推進に加え、デジタルを活用しやすい環境の整備に取り組めます。